



2026 年 10 月 13 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

(開示事項の経過) 新株予約権の無償取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 3 日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」（2026 年 8 月 10 日付「(訂正)「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の追加認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び臨時株主総会において株主意思確認を行うことに関するお知らせ」の一部訂正について」に記載の訂正内容を含めて、以下「2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、2026 年 9 月 14 日を無償割当ての基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社の第 1 回 A 新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行いました。本日、下記のとおり、本新株予約権の全部を、2026 年 10 月 28 日を取得日として、無償で取得すること（以下「本取得」といいます。）を取締役会において決議しましたので、お知らせいたします。

記

1 無償取得し消却する新株予約権の概要

(1) 新株予約権の名称	第 1 回 A 新株予約権
(2) 発行した新株予約権の数	24,340,846 個
(3) 取得する個数	24,340,846 個
(4) 取得対象者	2026 年 9 月 14 日の最終の株主名簿に記載 又は記録された株主
(5) 取得対価	無償
(6) 取得日	2026 年 10 月 28 日
(7) 取得後の取扱い	2026 年 10 月 28 日付で消却する予定
(8) 株主による手続の要否	不要

2 本新株予約権の無償取得の決定に至った経緯及び理由

(1) 本新株予約権の無償割当ての実施に至った経緯

当社は、2026年8月3日付当社プレスリリース内でお知らせしておりましたとおり、特定株主グループ¹が、当社の定める当社株式の大量取得行為に関する対応策（当社が2026年2月25日付取締役会決議により導入し、2026年7月23日付取締役会において継続・更新することを決定した当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を指し、以下、当該継続・更新した内容を含め、「本対応方針」といいます。）に定める買付者等²に該当すると認められ、かつ、特定株主グループが、本対応方針に定める手続を遵守せず、本対応方針に定める買付等を実行したと認められると判断し、本対応方針所定の対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当て（以下「本対抗措置」といいます。）を実施いたしました。

(2) 本新株予約権の無償割当て実施後の経緯

2026年10月9日付「主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、当社の株主であり、特定株主グループの一人である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）から2026年9月29日付で関東財務局に提出された変更報告書No. 5により、前氏が、2026年9月18日付で、株式会社キャピタルギャラリー（以下「キャピタルギャラリー」といいます。）との金銭消費貸借契約締結に伴い、前氏の保有する当社株式 1,416,170 株を同社に対して担保差入していることを確認いたしました。また、当社は、2026年10月8日付でキャピタルギャラリーから関東財務局に提出された大量保有報告書により、同社が2026年10月7日付で当社株式 2,000,000 株を取得したこと、及び、2026年10月5日付で、前氏と同社が、前氏の保有する当社株式 1,416,000 株に係る議決権について、以降同社の指示に従って行使する旨の合意書を取り交わしていることを確認いたしました。

そして、当社は、2026年10月8日、キャピタルギャラリーより、同社が保有する当社株式及び前氏から同社に担保差入されている当社株式について、本対応方針に定め

¹ 当社取締役会が共同協調行為に該当する行為が行われていることを認定した、前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社YN企画、情報システム販売株式会社、合同会社Happy horse、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社TMフィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンドSP4号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏、成田帝氏を指します。

² 本対応方針において、買付者等とは、買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。また、買付等とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。また、当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。以下同じです。）、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、若しくは③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）を意味します。

る特定株主グループへの譲渡その他同グループが実質的に取得又は支配する結果となる処分を行わないこと及び上記前氏との合意書を継続すること等を確認する旨の書面（以下「本確認書」といいます。）を受領しました。

さらに、当社は、特定株主グループのうち、(i) 前氏から、前氏の保有する当社株式全てに係る議決権等の行使をキャピタルギャラリーに委任すること、及び、今後、本対応方針に定める買付等を行わない旨等を定める誓約書を受領するとともに、(ii) 本多敏行氏（以下「本多氏」といいます。）及びミツワ樹脂工業株式会社（以下「ミツワ樹脂工業」といいます。）から、今後、本対応方針に定める買付等を行わない旨等を定める誓約書を受領いたしました（前氏、本多氏及びミツワ樹脂工業から提出された各誓約書をあわせて、以下「本誓約書」といいます。）。

前氏、本多氏及びミツワ樹脂工業が 2026 年 9 月 14 日時点において保有する当社株式に係る議決権数の当社の総株主の議決権数に占める割合はそれぞれ 5.86%、0.61% 及び 4.40%であり、合計すると 10.87%となること、本新株予約権の行使条件において「非適格者」に該当するとして本新株予約権発行要項³第 10 項(1)(a)に列挙した者が 2026 年 9 月 14 日において保有する株式の議決権数の当社の総株主の議決権数に占める割合である 21.24%からこれらを差し引くと、10.37%となり、20%を下回ることとなります。

(3) 独立委員会による勧告

本対応方針においては、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として設置した独立委員会の意見に従ったうえで、本新株予約権の無償割当て等の実施の是非を判断するものとしており、2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリース「Ⅰ 3 本新株予約権の無償割当ての中止の可能性」に記載のとおり、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降においても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本対抗措置の発動の停止、すなわち、本新株予約権発行要項第 12 項(3)に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得することを決議し、当該決議に基づき、全ての本新株予約権を無償で取得することとしておりました。

上記(2)に記載のとおり、当社は、キャピタルギャラリーから本確認書を受領したこと、並びに、特定株主グループのうち前氏、本多氏及びミツワ樹脂工業から本誓約書を受領したことを踏まえ、独立委員会に対し、本対抗措置の発動の継続の是非について諮問いたしました。

独立委員会は、2026 年 10 月 12 日、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、本確認書が有効に維持されるとともに遵守され、かつ、本誓約書の違反がない限り、本対応方針に定める特定株主グループが実質的に保有する議決権割合が 20%を下回る状況が維持される見込みとなったこと、また、経済産業省及び法務

³ 2026 年 8 月 3 日付当社プレスリリース別紙 2 「SAAF ホールディングス株式会社第 1 回 A 新株予約権発行要項」を指し、以下同様です。

省により 2005 年 5 月 27 日に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省により 2023 年 8 月 31 日に公表された「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」及び複数の裁判例において、対応方針に基づく対抗措置の発動について必要性及び相当性が求められていることに鑑み、本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至ったものと認められることから、本新株予約権発行要項第 12 項第 3 号に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得することが相当であることについて勧告いたしました（当該勧告の理由を含む第 6 勧告書（以下「本第 6 勧告書」といいます。）の全文（公表版）は別紙をご参照ください。）。

(4) 当社取締役会による本第 6 勧告書の内容の評価・検討の結果

当社取締役会は、独立委員会による本第 6 勧告書の内容はいずれも合理的であり、本第 6 勧告書記載の事実等から、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある状況は相当程度解消されたものと認められることから、本日付の取締役会において、本新株予約権の全部を、2026 年 10 月 28 日付で無償取得することを決議いたしました。また、取得した新株予約権につきましては、2026 年 10 月 28 日付で消却する予定です。

本取得により、当社 1 株当たりの価値の希釈化は生じなくなるため、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。しかしながら、本対応方針は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されているものをいいます。）に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行ったりすること等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されたものであり、本対応方針に基づく対抗措置の発動はその目的のための必要性及び相当性が継続する状況においてなされるべきであることから、当社取締役会としましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある状況が相当程度解消されたものと認められる以上は、本対抗措置の発動を取りやめることが相当であると判断しております。

なお、本対抗措置の発動は取りやめますが、本第 6 勧告書における本対抗措置の発動の停止の前提とされておりますとおり、本確認書が維持若しくは遵守されず、又は、本誓約書の違反があるときには、当社は、改めて株主総会の決議を経ることなく、当社取締役会限りで、特定株主グループに対して、本新株予約権の無償割当て同様の対抗措置を講じる場合がある点にはご留意ください。当社は、今後も本確認書の有効性及び遵守状況並びに本誓約書における誓約事項の遵守状況について継続して確認を行い、これらについて疑義が生じた場合には、速やかに開示してまいります。

2 当社の企業価値向上及び株主共同の利益を確保するための今後の取り組み

当社は、これまでも、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コ

ーポレートガバナンス・コードも踏まえて、株主の皆様との対話を大切にまいりました。今後、これまで以上に株主の皆様との対話を通じてその声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な留意を払うとともに、当社の経営方針を株主の皆様に分かりやすい形で説明してその理解を得る努力を行うこと等により、株主の皆様との適切な協働を確保し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現並びに株主共同の利益の確保を図ってまいります。

3 業績への影響

本件に伴う 2027 年 3 月期の業績への影響については軽微であると考えております。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(別紙)

第6勧告書

SAAFホールディングス株式会社
独立委員会

2026年10月12日

2026年10月12日

SAAFホールディングス株式会社 取締役会 御中

当委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について、本第6勧告書を提出いたします。

SAAFホールディングス株式会社 独立委員会

第1 はじめに

SAAFホールディングス株式会社（以下「当社」という。）は、2026年2月25日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」という。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2））として、当社株式の買付等への対応策（以下「本プラン」という。）を導入することを決議した。そして、当社取締役会は、2026年2月25日付けで、本プランの導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することを決議した。

当委員会は、これまで、当社取締役会から諮問を受け、以下の各勧告書に記載のとおり、当社取締役会に対して勧告を行った。

- ・ 2026年3月16日付勧告書（以下「第1勧告書」という。）
- ・ 2026年3月23日付第2勧告書（以下「第2勧告書」という。）
- ・ 2026年4月9日付第3勧告書（以下「第3勧告書」という。）
- ・ 2026年8月3日付第4勧告書（以下「第4勧告書」という。）
- ・ 2026年9月8日付第5勧告書（以下「第5勧告書」という。）

今般、2026年10月9日付で当社取締役会から下記第2の事項（以下「本件諮問事項」という。）の諮問があり、検討の結果、当委員会は本第6勧告書のとおり勧告を行うこととした。

第2 諮問事項

当社取締役会から当委員会に対して諮問された事項は、以下のとおりである。

以下の状況を踏まえ、本プランに基づく本対抗措置（当社の第1回A新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを指す。）の発動を継続し、本新株予約権を無償で取得することは相当か。

- ① 株式会社キャピタルギャラリー（以下「キャピタルギャラリー」という。）は、2026年10月7日付で当社株式2,000,000株を取得し、かつ、当委員会の第1勧告書による勧告を受けて当社取締役会が共同協調行為を認定した前俊守氏（以下「前氏」という。）との間で、2026年10月5日以降、前氏の保有する当社株式全部に係る議決権の行使について委任を受ける合意をしたとしているところ、同社から、同社が保有する当社株式及び前氏の保有する当社株式について、本プランに定める特定株主グループの手に渡らないようにするとともに、上記前氏との議決権行使の委任等に係る合意書を継続すること等を確認する旨の書面（以下「本確認書」という。）が、2026年10月8日付で当社に提出された。
- ② 前氏から、前氏の保有する当社株式全てに係る議決権等の行使をキャピタルギャラリーに委任すること、及び、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書が、2026年10月8日付で当社に提出された。
- ③ 当委員会の第2勧告書による勧告を受けて当社取締役会が共同協調行為を認定した本多敏行氏（以下「本多氏」という。）から、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書が、2026年10月8日付で当社に提出された。

- ④ 当委員会の第2勧告書による勧告を受けて当社取締役会が共同協調行為を認定したミツワ樹脂工業株式会社(以下「ミツワ樹脂工業」という。)から、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書が、2026年10月8日付で当社に提出された(前氏、本多氏及びミツワ樹脂工業から提出された各誓約書を併せて、以下「本誓約書」という。))。

第3 検討の方法

当委員会は、各委員会会合において、本件諮問事項について、主に公表資料(当社及び各社の開示情報、新聞・雑誌・インターネット上の記事、同種事例の裁判例等を含む。)及び当社から提供を受けた資料(当社株主名簿、振替口座簿記録事項通知、当社が取得した外部の調査会社作成に係る調査結果、株主から当社に対して提供された書面を含む。)に基づき、本プランに従って検討を行った(以上の当委員会が検討に用いた資料を総称して、「本件検討資料」という。))。

第4 前提事項

本第6勧告書は、以下の各事項を前提とする。

- (1) 本プランが、当社において、会社法、金融商品取引法、有価証券上場規程その他の適用法令等を遵守して導入されていること。
- (2) 本件検討資料の内容、及び当委員会が当社から説明を受けた情報が、本第6勧告書作成日現在において、真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないこと。また、これらの資料の内容及び情報以外に、当委員会の勧告の内容に影響を及ぼす可能性のある重要な事実又は情報は存在しないこと。
- (3) 第1勧告書、第2勧告書、第3勧告書、第4勧告書及び第5勧告書における認定及び勧告の内容が維持されていること。

第5 勧告の内容

当委員会は、本件諮問事項に対して、以下のとおり勧告（以下「本勧告」という。）をする。本勧告の理由は下記第6に記載のとおりである。

本確認書が有効に維持されるとともに遵守され、かつ、本誓約書の違反がない限り、本プランに定める特定株主グループが実質的に保有する議決権割合が20%を下回る状況が維持される見込みとなったこと、また、経済産業省及び法務省により2005年5月27日に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省により2023年8月31日に公表された「企業買収における行動指針―企業価値の向上と株主利益の確保に向けて―」及び複数の裁判例において、対応方針に基づく対抗措置の発動について必要性及び相当性が求められていることに鑑み、本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至ったものと認められる。したがって、本対抗措置の発動を継続して本新株予約権を有償で取得すること（対価として、原則として当社普通株式を交付するが、本新株予約権発行要項第12項（1）に定める行使適格本A新株予約権以外の本新株予約権については行使に制限の付された別の新株予約権を交付すること）は相当でなく、本対抗措置の発動を停止すること、すなわち、本新株予約権発行要項第12項（3）に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得することが相当である。

第6 勧告の理由

1 キャピタルギャラリーによる当社株式の取得及び当社への本確認書の差し入れ

2026年10月8日付でキャピタルギャラリーが関東財務局に提出した大量保有報告書によれば、同社は、2026年10月7日付で当社株式2,000,000株を取得している。また、同大量保有報告書では、2026年10月5日付で、前氏と同社は、前氏が保有する当社株式1,416,000株に係る議決権について、以降同社の指示に従って行使する旨の合意書を取り交わしているとされている。

当社は、2026年10月8日付で、キャピタルギャラリーから、同社が保有する当社株式及び前氏の保有する当社株式について、本プランに定める特定株主グループの手に渡らないようにするとともに、上記前氏との議決権行使の委任等に係る合意書を継続すること等を確認する旨の書面¹を受領した。

2 前氏から当社への誓約書の差し入れ

前氏は、当社に対し、前氏の保有する当社株式全て（1,418,770株）に係る議決権等の行使をキャピタルギャラリーに委任すること、及び、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書²を2026年10月8日付で当社に差し入れた。

3 本多氏及びミツワ樹脂工業から当社への誓約書の差し入れ

本多氏及びミツワ樹脂工業は、それぞれ当社に対し、今後、本プランに定め

¹ キャピタルギャラリーの当社宛て2026年10月8日付確認書。

² 前氏の当社宛て2026年10月8日付誓約書。

る買付等を行わない旨等を定める誓約書³⁴を2026年10月8日付で当社に差し入れた。

4 本プランに基づく本対抗措置の発動の継続の是非

(1) 買収防衛策における三原則

経済産業省及び法務省により2005年5月27日に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「買収防衛指針」という。）では、買収防衛策は、企業価値、ひいては、株主共同の利益を確保し、又は向上させるものとなるよう、以下の三原則に従うものとしなければならないとしており、本プランはこれらを全て充足したものであるとして導入されている。

- 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- 事前開示・株主意思の原則
- 必要性・相当性確保の原則

同三原則は、経済産業省により2023年8月31日に公表された「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「買収行動指針」という。）においても確認されているほか、複数の裁判例においても同様の考え方に立脚した判断が示されている。

(2) 本新株予約権の無償割当て実施後の状況

- ① 2026年9月15日を効力発生日として本新株予約権の無償割当てを行った後、前記1に記載のとおり、キャピタルギャラリーが当社株式

³ 本多氏の当社宛て2026年10月8日付誓約書。

⁴ ミツワ樹脂工業の当社宛て2026年10月8日付誓約書。

2,000,000株を取得し、同社は当社に対し、その保有する当社株式について、本プランに定める特定株主グループの手に渡らないようにすること等を確認する旨の書面を差し入れている。また、同書面では、同社が、第1勧告書において共同協調行為を認定した前氏との間で、前氏が保有する当社株式に係る議決権の行使を同社に委任する旨の合意をしたこと及び前氏の保有する当社株式についても、本プランに定める特定株主グループの手に渡らないようにすることが確認されている。さらに、同書面では、同社が取得した2,000,000株（2026年10月8日付でキャピタルギャラリーが関東財務局に提出した大量保有報告書において、同社が、2026年10月7日付で当社株式2,000,000株を取得したことが確認されている。）は、当委員会の勧告を受けて当社取締役会が共同協調行為を認定した本特定株主グループ⁵（以下「本特定株主グループ」という。）のうち、A社及びB社が保有する当社株式であることが確認されている。

当社が取得した外部の調査会社作成に係る現時点での調査結果において、キャピタルギャラリー及び同社代表取締役青山浩氏について、反社会的勢力の属性や同行為を裏付ける事実は確認されておらず、本特定株主グループとの接点も確認されていない。

- ② また、前記2に記載のとおり、前氏は、当社に対し、前氏の保有する当社株式全て（1,418,770株）に係る議決権等の行使をキャピタルギャラリーに委任すること、及び、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書を2026年10月8日付で当社に差し入れており、前記

⁵ 前俊守氏、浅賀裕美子氏、小白川貢氏、合同会社Y N企画、情報システム販売株式会社、合同会社H a p p y h o r s e、鈴木祥元氏、野本豊氏、アジア開発キャピタル株式会社、株式会社セラ・インターナショナル、日壁恵美子氏、株式会社アセットプロデュース、株式会社TMフィナンシャルストラテジー、本多敏行氏、ミツワ樹脂工業株式会社、イーグルファンドS P 4号有限責任事業組合、合同会社トイテラス、羽生忍氏、成田帝氏を指す。

3に記載のとおり、本多氏及びミツワ樹脂工業は、それぞれ当社に対し、今後、本プランに定める買付等を行わない旨等を定める誓約書を差し入れている。

- ③ 本特定株主グループの2026年2月25日時点及び2026年9月14日時点の保有株式数及び議決権割合⁶は別紙のとおりである。

前氏、本多氏及びミツワ樹脂工業が2026年9月14日時点において保有する当社株式に係る議決権数の当社の総株主の議決権数に占める割合はそれぞれ5.86%、0.61%及び4.40%であり、合計すると10.87%となる
ところ、本新株予約権の行使条件において「非適格者」に該当すると
して本新株予約権発行要項第10項（1）（a）に列挙した本特定株主グループが2026年9月14日において保有する株式の議決権数の当社の総株主の議決権数に占める割合である21.24%からこれらを差し引くと、10.37%となり、20%を下回る。

さらに、本特定株主グループのうち、A社及びB社が保有する当社株式2,000,000株をキャピタルギャラリーが取得したことに照らせば、現

⁶ 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮されるものとする。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいう。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という。）、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者とみなす。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされるものを含む。以下同じ。）は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。

時点における本特定株主グループの議決権割合は、さらに低下している可能性が高い。

(3) 本対抗措置の発動の継続の必要性・相当性

上記（2）記載の事実を総合すると、本確認書が有効に維持されるとともに遵守され、かつ、本誓約書の違反がない限り、本プランに定める特定株主グループが実質的に保有する議決権割合が20%を下回る状況が維持される見込みとなったことが合理的に認められる。そして、上記（1）記載のとおり、買収防衛指針、買収行動指針及び複数の裁判例において、対応方針に基づく対抗措置の発動について必要性及び相当性が求められていることに鑑みると、本対抗措置の発動の継続が相当でないと考えられる状況に至ったものと合理的に認められる。

なお、本対抗措置の発動の継続は相当でないと考えられる状況に至ったものの、本確認書が維持若しくは遵守されず、又は、本誓約書の違反がある場合には、第6勧告書における本対抗措置の発動の停止の前提が失われるため、当社は、改めて株主総会の決議を経ることなく、当社取締役会限りで、特定株主グループに対して、本新株予約権の無償割当て同様の対抗措置を講じることができると考えられることを付言する。そのため、今後も本確認書の有効性及び遵守状況並びに本誓約書における誓約事項の遵守状況について継続して確認を行うことが相当である。

(4) 結論

以上より、本確認書が有効に維持されるとともに遵守され、かつ、本誓約書の違反がない限り、本プランに基づく本対抗措置の発動を継続して本新株予

約権を有償で取得することは相当でなく、本対抗措置の発動を停止すること、すなわち、本新株予約権発行要項第12項（3）に従い割り当てた全ての本新株予約権を無償で取得することが相当である。

第7 留保事項及び利用制限

1 留保事項

本第6勧告書は、本第6勧告書中に記載された事項に限定して解釈されなければならない、本第6勧告書において明示的に述べられていない如何なる事項についても、類推又は拡大解釈されてはならない。

また、本第6勧告書は、本件検討資料の内容及び当委員会が当社から説明を受けた情報が本第6勧告書作成日現在において真実、正確かつ完全であり、誤解を与えないために必要な情報が省略されていないことを前提としており、当委員会は、それらの真実性、正確性、完全性等について、独自の検証を一切行っていない。

2 利用制限

本第6勧告書は、当社取締役会に対する本件諮問事項への勧告のみを目的とするものである。したがって、当社取締役会は、本第6勧告書の内容について、当委員会の全委員の書面又は電磁的記録による承諾を得ない限り、上記以外の目的で利用してはならない。

以 上

別紙

本特定株主グループの保有株式数及び議決権割合
(2026年2月25日時点及び2026年9月14日時点)

	保有株式数		議決権割合	
	2026年2月25日 時点	2026年9月14日 時点	2026年2月25日 時点	2026年9月14日 時点
前俊守氏	1,418,770株	1,418,770株	5.84%	5.86%
浅賀裕美子氏	73,300株	73,300株	0.30%	0.30%
小白川貢氏	42,000株	42,000株	0.17%	0.17%
合同会社YN企画	1,070,000株	0株	4.41%	—
情報システム販売 株式会社	150,000株	0株	0.62%	—
合 同 会 社 Happy horse	229,400株	0株	0.94%	—
鈴木祥元氏	45,800株	0株	0.19%	—
野本豊氏	41,400株	0株	0.17%	—
アジア開発キャピ タル株式会社	42,300株	15,100株	0.17%	0.06%
株式会社セラ・イ ンターナショナル	156,700株	0株	0.65%	—
日壁恵美子氏	65,000株	0株	0.27%	—
株式会社アセット プロデュース	150,300株	0株	0.62%	—
株式会社TMフィ ナンシャルストラ テジー	772,800株	0株	3.18%	—
本多敏行氏	200,000株	147,800株	0.82%	0.61%
ミツワ樹脂工業株 式会社	298,700株	1,065,500株	1.23%	4.40%
イーグルファンド S P 4 号有限責任 事業組合	546,800株	1,076,800株	2.24%	4.44%
合同会社トイテラ ス	0株	1,220,000株	—	5.04%
羽生忍氏	0株	70,000株	—	0.29%
成田帝氏	0株	17,000株	—	0.07%

合計	5,303,270株	5,146,270株	21.85%	21.24%
----	------------	------------	--------	--------